

令和7年2月28日

第1回羽島市議会定例会議案

議案要綱

目 次

議第 1 4 号	羽島市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例について.....	3
議第 1 8 号	羽島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について.....	5
議第 2 4 号	羽島市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について.....	7
議第 2 5 号	羽島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について.....	9

要綱 1

議第 1 4 号

羽島市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例案要綱

行政手続のオンライン化等を推進するために、羽島市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を制定するものとする。

1 目的に関すること（第 1 条関係）

この条例は、情報通信技術を利用する方法により条例等に基づく手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的として定めることとする。

2 定義に関すること（第 2 条関係）

この条例において使用する用語の意義を定めることとする。

3 電子情報処理組織による申請及び処分通知等に関すること（第 3 条及び第 4 条関係）

申請等及び処分通知等について、他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができることとする。

4 電磁的記録による縦覧等及び作成等に関すること（第 5 条及び第 6 条関係）

縦覧等及び作成等について、他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、電磁的記録により行うことができることとする。

5 適用除外（第 7 条関係）

手続等のうち、当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないもの等については、第 3 条から第 6 条までの規定は適用しないこととする。

6 添付書面等の省略（第 8 条関係）

申請等をする者に係る当該申請等に際しての添付書面については、他の条例等の規定にかかわらず、個人番号カードの利用等により、書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しな

いこととする。

7 その他

この条例は、令和7年4月1日から施行することとする。

要綱 2

議第 18 号

羽島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案要綱
国家公務員の一般職の職員の給与に係る令和 6 年 8 月人事院勧告を踏まえ、羽島市
職員の給与に関する条例等の一部を改正するものとする。

第 1 羽島市職員の給与に関する条例の一部改正（条例第 1 条関係）

1 扶養手当の改定

配偶者に係る手当を廃止するとともに、子に係る手当を引上げることとする。
(2 年間で段階的に実施) (第 9 条、第 10 条及び附則第 4 条関係)

2 管理職員特別勤務手当の改定

平日深夜に係る支給対象時間帯を拡大することとする。(第 19 条関係)

3 期末手当の改定

令和 7 年 6 月期以降の支給割合を改定することとする。(第 20 条関係)

4 勤勉手当の改定

令和 7 年 6 月期以降の支給割合を改定することとする。(第 21 条関係)

5 定年前再任用短時間勤務職員に対する手当の改定

住居手当を支給することとする。(第 21 条の 3 関係)

6 給料表の改定

全ての給料表の給料月額を改定することとする。(別表第 1 及び別表第 2 関係)

7 号給の切替え

令和 7 年 4 月 1 日に号給の切替えを行うこととする。(附則第 2 条及び第 3 条関係)

第 2 羽島市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正（条例第 2 条関係）

1 期末手当の改定

令和 7 年 6 月期以降の支給割合を改定することとする。(第 5 条関係)

第 3 羽島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（条例第 3 条関係）

1 特定任期付職員に対する手当の改定

(1) 業績手当を廃止することとする。(第 7 条関係)

(2) 勤勉手当を支給することとする。(第 9 条関係)

(3) 令和7年6月期以降の期末手当の支給割合を改定することとする。(第9条関係)

第4 羽島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正(条例第4条関係)

1 第1の改正に伴い所要の整備を行うこととする。(第13条及び第23条関係)

第5 羽島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正(条例第5条関係)

1 扶養手当の改定

配偶者に係る手当を廃止することとする。(第6条関係)

第6 施行期日等(附則関係)

この条例は、令和7年4月1日から施行することとする。

要綱 3

議第 2 4 号

羽島市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案要綱 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 7 号。以下「改正法」という。）の公布に伴い、羽島市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するものとする。

1 制定の趣旨

この条例は、改正法による改正後の児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 3 4 条の 1 6 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、内閣府令で定める基準に従い、又は同基準を参酌して乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

2 この条例で定める基準の目的（第 3 条関係）

この条例で定める基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が、乳児等通園支援を提供することにより、利用乳幼児が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

3 安全計画の策定に関する事（第 8 条関係）

乳児等通園支援事業者は、安全計画の策定をしなければならないこととする。

4 乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等に関する事（第 1 1 条関係）

乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならないこととする。

5 食事に関する事（第 1 6 条関係）

乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならないこととする。

6 乳児等通園支援事業の区分に関する事（第 2 1 条関係）

乳児等通園支援事業については、事業運営の形態として、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業の 2 類型とすることとする。

7 一般型乳児等通園支援事業に関する事

(1) 設備の基準に関すること（第22条関係）

一般型乳児等通園支援事業所の乳児室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき、3.3平方メートル以上であることとし、その他の設備の基準については内閣府令で定めるものと同様とすることとする。

(2) 職員に関すること（第23条関係）

一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者を置く必要があることとする。

(3) 乳児等通園支援の内容に関すること（第24条関係）

一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならないこととする。

(4) 保護者との連絡に関すること（第25条関係）

一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならないこととする。

8 余裕活用型乳児等通園支援事業に関すること

(1) 設備及び職員の基準に関すること（第26条関係）

余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準は、施設又は事業所の区分に応じ、当該施設又は事業所について定める基準によることとする。

(2) 乳児等通園支援の内容及び保護者との連絡に関すること（第27条関係）

余裕活用型乳児等通園支援事業についての乳児等通園支援の内容及び保護者との連絡については、一般型乳児等通園支援事業と同様の取扱いとすることとする。

9 その他

この条例は、令和7年4月1日から施行することとする。

要綱 4

議第 25 号

羽島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案要綱

国民健康保険税の税率等の見直しに伴い、羽島市国民健康保険税条例の一部を改正するものとする。

1 国民健康保険税率等の改正

- (1) 基礎課税額（以下「基礎分」という。）の税率等の改正（第3条、第4条及び第4条の2関係）

基礎分の所得割、被保険者均等割及び世帯別平等割の税率等を改正し、所得割 7.7%（改正前 7.2%）、均等割 29,700 円（改正前 27,600 円）及び平等割 21,000 円（改正前 19,800 円）とすることとする。

- (2) 後期高齢者支援金等課税額（以下「後期分」という。）の税率等の改正（第6条関係）

後期分の被保険者均等割の税率等を改正し、均等割 10,200 円（改正前 10,000 円）とすることとする。

- (3) 基礎分、後期分に係る低所得者の保険税の減額の改正（第22条関係）

基礎分、後期分に係る所得割、被保険者均等割及び世帯別平等割の税率等の改正に伴い、所得が一定額以下の世帯等に対する被保険者均等割及び世帯別平等割の軽減額を改正することとする。

2 その他

- (1) この改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとする。
(2) 所要の経過規定を設けることとする。